国海員第 48 号 令和2年5月18日

交通政策審議会 会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣 赤 羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第55条第5項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

諮問第 355 号 船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法 第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
ワールドマリン株式会社	東京都品川区東五反田五丁目22番27号
アスト株式会社	大阪府大阪市西区北堀江四丁目17番23号
株式会社バルコ	神奈川県横浜市中区海岸通四丁目17番地 東信ビル7階C室